

消費税率の引き上げに伴う価格設定について(ガイドライン)

— 関係省庁 —

平成 30 年 12 月 18 日

(一社) 日本加工食品卸協会 会長 殿

農 林 水 産 省
内 閣 官 房
公 正 取 引 委 員 会
消 費 者 庁
財 務 省
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁

「消費税率の引き上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の
広報・周知等へのご協力のお願い(協力依頼)

平素から、消費税の円滑かつ適正な転嫁等にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から、消費税率が引き上げられることに伴い、社会全体としての準備が十分整うよう、関係府省庁が連携して取組を推進しているところです。

今般、消費税率の引き上げ前後で消費者の皆さんに安心して購買いただくために、消費税率の引き上げ前後に柔軟に価格付けができるよう、政府において「消費税率の引き上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」が取りまとめられました。このガイドラインの内容については、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制する観点から、国民の皆様に分かりやすく広報を行うこととされています。

つきましては、下記のとおり、貴傘下団体及び会員事業者への周知・広報施策等につきまして、貴団体の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

【傘下団体及び会員事業者に対する周知・広報施策(ガイドラインの周知・広報)へのご協力】

貴団体のホームページや各種広報媒体・連絡文書等を通じ、傘下の各団体及び会員事業者の皆様に対して、「消費税率の引き上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(別添)の周知・広報をお願いいたします。

なお、大変お手数ですが、貴団体の傘下団体・会員事業者への広報・周知状況及び貴団体の傘下団体から会員事業者への広報・周知状況について、別添の報告様式に取りまとめ(「傘下団体及び会員事業者への広報・周知」欄の該当する広報・周知方法等に○を記入及び「広報・周知を通じて寄せられた意見・質問等」欄に意見・質問等の内容を記入)いただき、次の期限までに報告をお願いいたします。

〔 提出期限：1 回目 平成 31 年 1 月末日までの状況について 2 月 14 日まで
： 2 回目 平成 31 年 2 月末日までの状況について 3 月 14 日まで 〕

[参考：ガイドラインの掲載サイト]

政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo

内閣府ホームページ

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

[参考：ガイドラインに関するお問合せ先]

- 総論・広報について
内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室
03-3539-2907
- 宣伝・広告（「消費税還元セール」、「今だけお得」等）について
消費者庁表示対策課
03-3507-8800（代表）
- ポイント還元について
経済産業省商務・サービスグループ参事官室
03-3501-1511（代表）
- 適正な転嫁の確保について
公正取引委員会消費税転嫁対策調査室
03-3581-1891
中小企業庁取引課消費税転嫁対策室
03-3501-1511（代表）
- 総額表示について
財務省主税局税制第二課
03-3581-4111（代表）
- 便乗値上げについて
消費者庁消費者調査課
03-3507-9196

[参考：消費税転嫁等に関するお問合せ先（政府共通の相談窓口）]

- 消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

[連絡先] 〒100-8950

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省食料産業局食品流通課食品サービス第1班

電話：03-3502-8267、FAX：03-3502-0614

担当 平野：yasuyuki_hirano330@maff.go.jp

長束：masanori_natsuka020@maff.go.jp

消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

平成 30 年 11 月 28 日
内閣官房
公正取引委員会
消費者庁
財務省
経済産業省
中小企業庁

1. 価格設定に関する考え方

- 我が国においては、消費税が 1989 年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。
- これに対し、1960 年代から 1970 年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。
- たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10 月 1 日以降〇%値下げ」「10 月 1 日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。
- また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、来年 10 月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小

規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

- 大企業においても、消費税率引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2. 適正な転嫁の確保

- このように消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはなりません。
- 消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。

3. その他

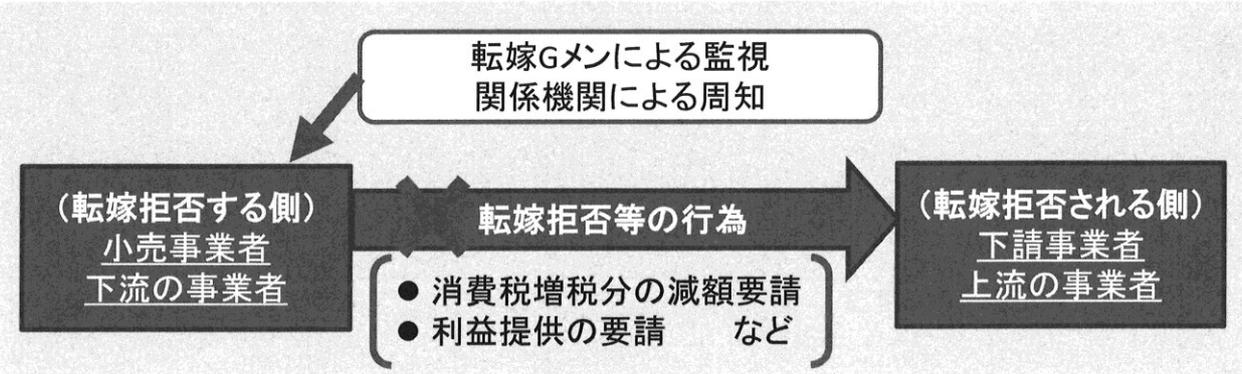
- 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実と反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。
- 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。
- また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。

価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

宣伝・広告に関する規制

<p>○ 禁止されない表示</p> <p>「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない</p>	<p>× 禁止される表示</p> <p>「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止</p>
---	---

適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）



その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格)
〇〇〇円(税別)
〇〇〇円(本体価格)
〇〇〇円+税
〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

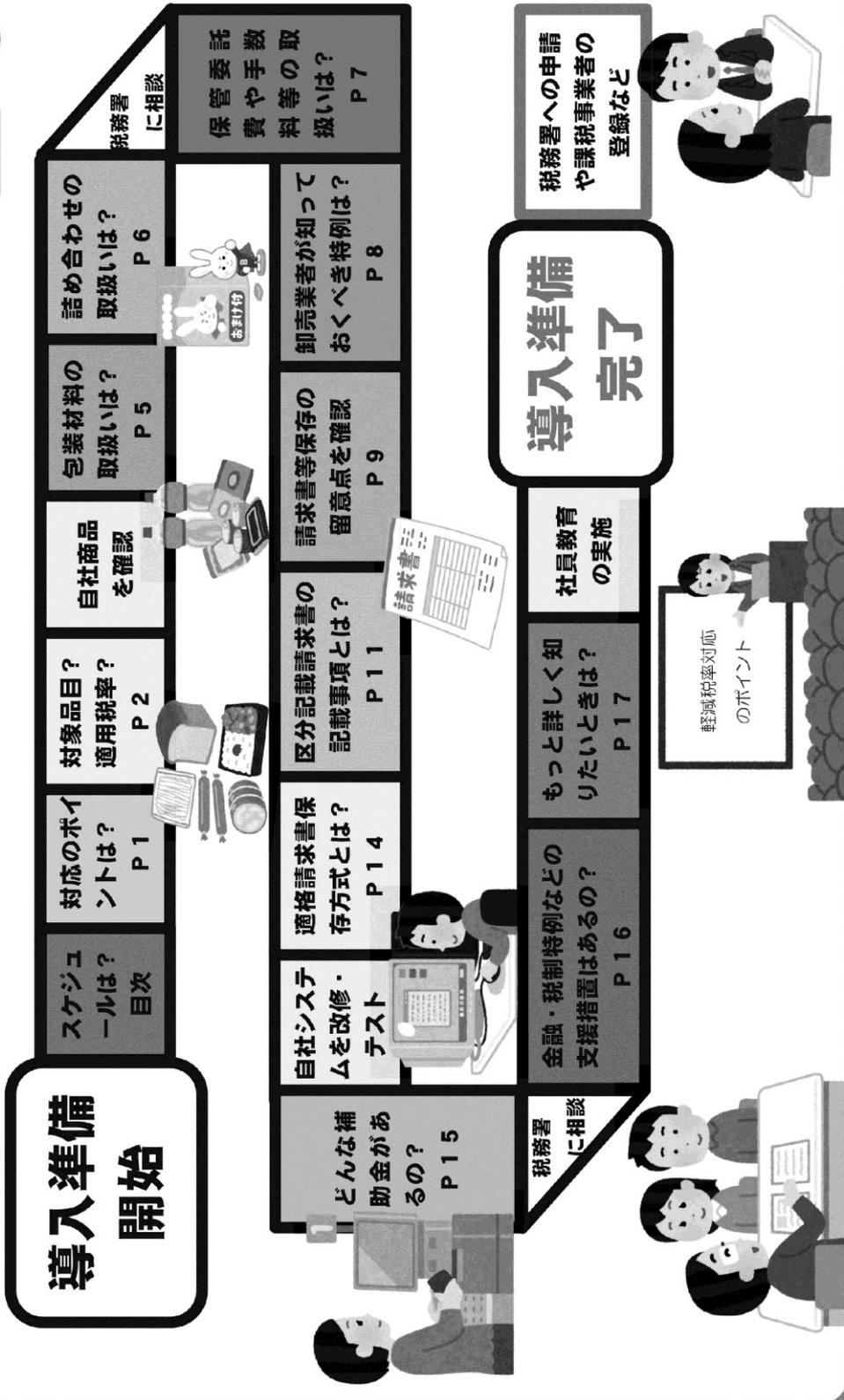
消費税軽減税率制度 食品卸売業編

— 農林水産省食品産業局 —



食品卸売業編

軽減税率等の準備のために



目次

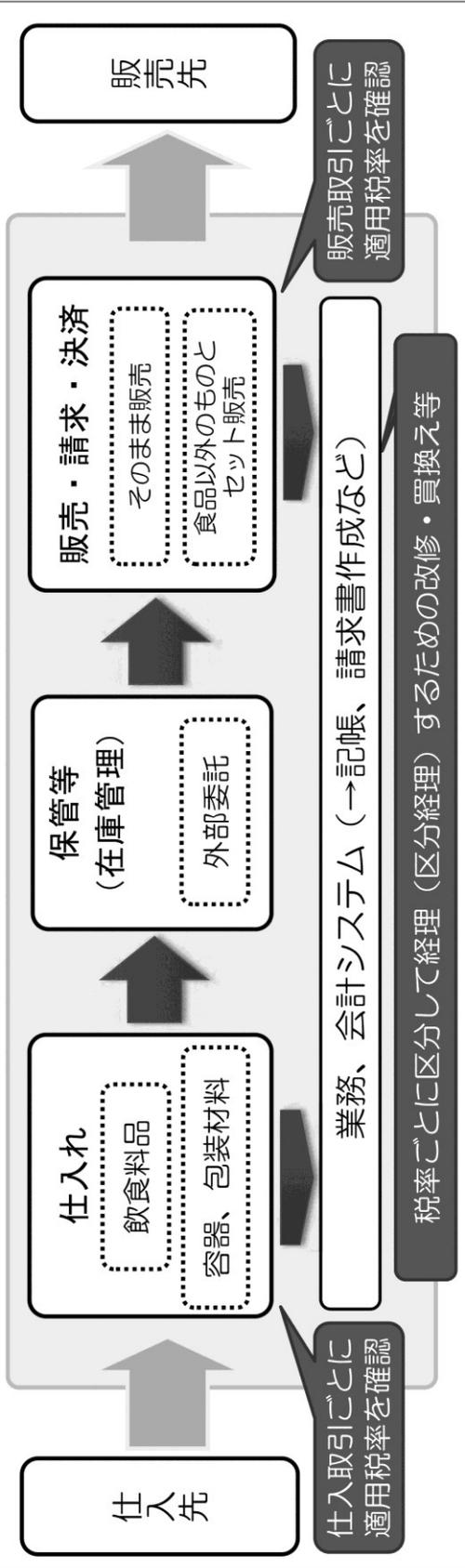
- 1 取引の流れと軽減税率対応のポイント・・・・・・・・・・ P1
- 2 適用税率の判定に関する留意点・・・・・・・・・・ P2
- 3 卸売市場等を通じて取引される農産物の留意点・・・・・・・・ P8
- 4 請求書等の保存に関する留意点・・・・・・・・・・ P9
- 5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置・・・・・・・・ P15

【 軽減税率制度関連スケジュール】

	2019年10月1日	2021年10月1日	2023年10月1日	2026年10月1日
消費税率	8% (国6.3%、地方1.7%)	標準税率 軽減税率 (飲食料品等)	税率 10% (国 7.8%、地方 2.2%)	2026年10月1日
請求書等の交付義務	請求書等の交付義務なし (免税事業者も発行可)		適格請求書等の交付義務あり (免税事業者は発行不可)	
適格請求書発行事業者の登録			適格請求書発行事業者登録申請受付・登録開始 (登録番号)	
仕入税額控除要件	請求書等保存方式 (免税事業者からの仕入税額控除可)	区分記載請求書等保存方式 (免税事業者からの仕入税額控除可)	適格請求書等保存方式 (免税事業者からの仕入税額控除不可)	適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度) (免税事業者からの仕入税額控除不可)
	ここから区分記載請求書等の記載事項が追加！	ここから、さらに適格請求書等の記載事項 (登録番号等) が追加！	免税事業者からの仕入税額控除の特例 仕入税額相当額の80%控除可、50%控除可 (2029年9月30日まで)	

1 取引の流れと軽減税率対応のポイント

食品卸売業者【取引イメージ】



ポイント1 消費税額を計算するには、売上げに係る税額と仕入れに係る税額を、税率ごとに区分する必要があります。このため、仕入、経費、販売の各取引について、軽減税率の対象となる取引の有無を確認しなければなりません。

- 請求書等の各品目の適用税率に誤りがないか確認
- 税率等の記載がないものは取引先に確認（請求書等へ追記可）

販売

- 販売する商品の適用税率を確認
- 一体資産、外食に該当する取引がないか確認

ポイント2 消費税の仕入税額控除の要件として、税率ごとに区分して必要事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

- 軽減税率に対応したシステムの改修等について検討（中小企業・小規模事業者は軽減税率対策補助金の活用も検討（P15））

適用税率の判定を正しく理解する必要があります。

「2 適用税率の判定に関する留意点」(P2)

請求書等への記載事項を正しく理解する必要があります。

「4 請求書等の保存に関する留意点」(P9)

2 適用税率の判定に関する留意点

○ 軽減税率の適用対象となる「飲食物品」等の範囲

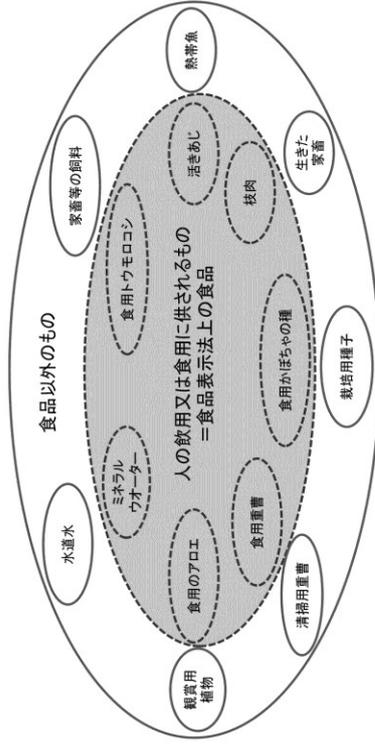
- ・ 軽減税率の適用対象は、「酒類・外食を除く飲食物品」と「週2回以上発行され定期購読される新聞」です。
- ・ 「飲食物品」※とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいいます。
- ・ ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用以外の用途で取引されるものは、飲食が可能であっても、「食品」には該当しません。

※ 「食品」と「食品」以外の資産が一の資産を形成、又は構成している一定の一体資産も含まれます。

《軽減税率の対象となる飲食物品の範囲》

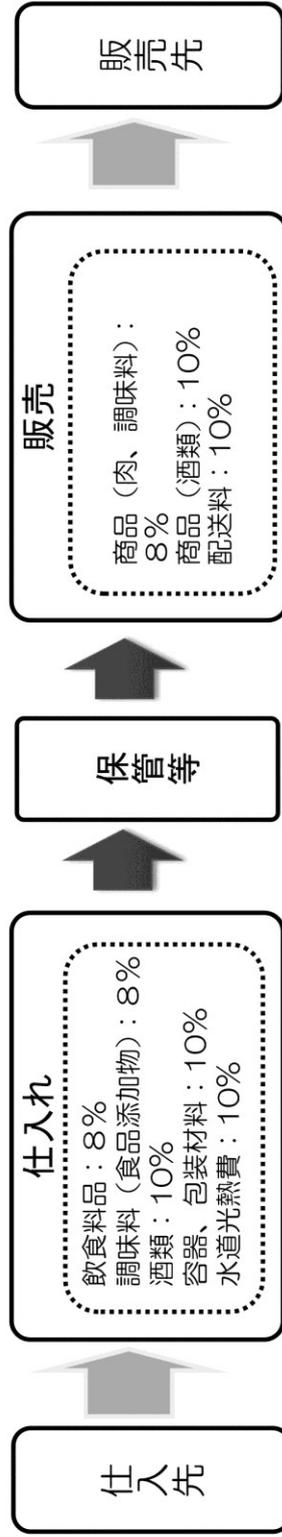


《食品の用途による判定イメージ》
= 色付き部分が、軽減税率の適用対象 =



○ 適用税率の判定時期

- ・ 軽減税率が適用されるか否かは、事業者が課税資産の譲渡等を行ったとき（取引時点）に判定します。



仕入先が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
 ※ 購入者である食品卸売業者の用途は関係ありません。

販売者である食品卸売業者が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
 ※ 購入者である販売先の用途は関係ありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A 【制度概要編】
 (適用税率の判定時期)

問11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

【答】軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用するとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

消費税の軽減税率制度に関するQ&A【個別事例編】

(水の販売)

問 8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となっており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合は、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34④一、軽減通達 2）。

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

問 14 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】 ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。（改正法附則 34④一、酒税法 2①）

(食用、清掃用の重曹の販売)

問 19 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34④一、軽減通達 2）。

(レストランへの食材の販売)

問 31 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

【答】 貴社から飲食料품을仕入れたレストランが、店内飲食の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社からレストランへの食材の販売は、「飲食品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34④一、軽減通達 2）。

○ 包装材料等の取扱い

- ・ 飲食料品の販売に付帯して使用される容器、包装材料（以下「包装材料等」といいます。）で**通常必要なものは、これら包装材料等も含めその全体が「軽減税率」が適用される飲食料品の譲渡に該当します。**
- ・ 別途対価を定めて包装材料等の販売を行う場合は、「飲食料品の譲渡」ではないため、「標準税率」が適用されます。
- ※ 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトルなど、包装材料等そのものの販売は、軽減税率の適用対象外です。
- ・ 陶磁器やガラス食器など、飲食後に食器や装飾品として利用できる容器を食品と一体となって価格を提示し販売する場合は、「一体資産」に該当し、一定の要件を満たすもの限り「軽減税率」が適用されます。



包装材料等の仕入れには標準税率が適用されます。

通常必要な容器に入った食品の販売には全体に軽減税率が適用されます。
※ 陶磁器など、飲食後に食器や装飾品となるものを容器として、食品と一体として取引されるものは「一体資産」に該当します。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A 【個別事例編】 (桐の箱の容器)

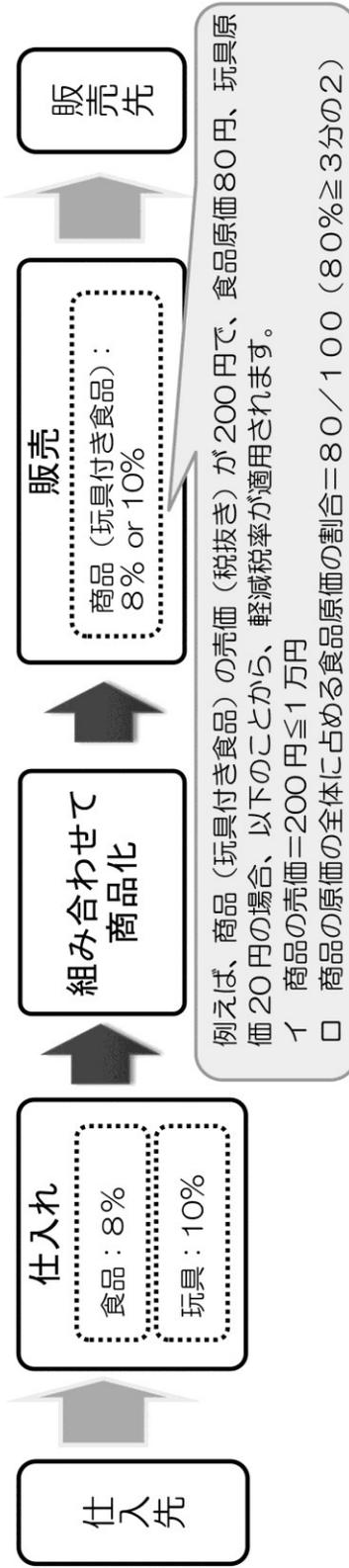
問24 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も**通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。**

【答】 飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるのであれば、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためのみ使用していることが明らかなきは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達3）。

○ 「一体資産」の意義と適用税率の判定

- 一体資産とは、「食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの」で、「一の資産としての価格のみが提示されているもの」をいいます。
- 一体資産の譲渡は、次のイ、ロの要件のいずれも満たすものに限って、**軽減税率が適用**されます。それ以外のものは、標準税率が適用されます。
 - イ その**販売金額（税抜き）が1万円以下**のもの
 - ロ 一体資産の価額のうち、**食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上**のもの
- 上記ロの割合については、事業者の販売実態等に応じ、例えば、次の割合などによって算定します。
 - (1) 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
 - (2) 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合



消費税の軽減税率制度に関するQ&A【個別事例編】

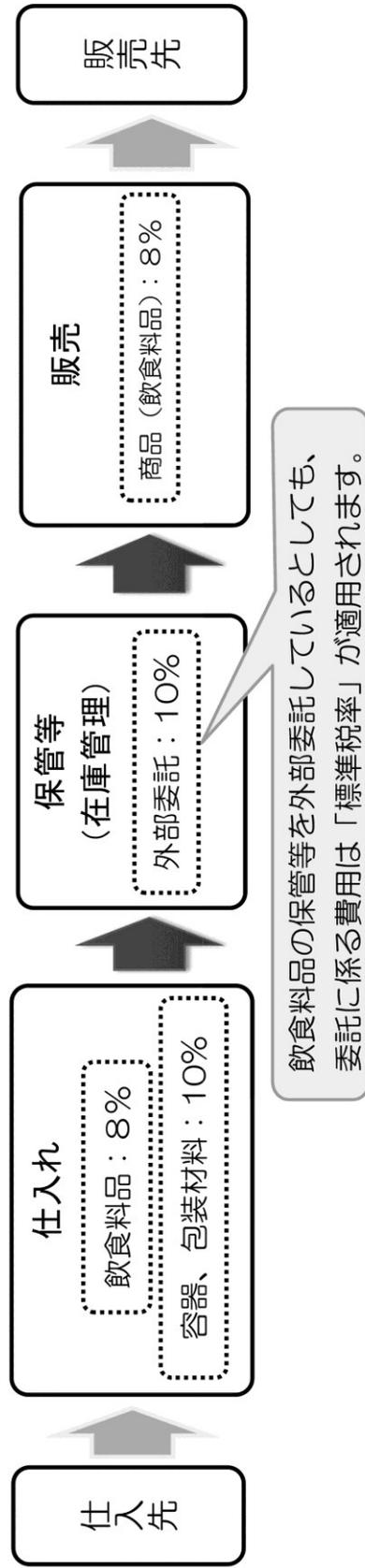
（合理的な割合が不明な小売事業者等）

問 70 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

○ 飲食品の保管等の外注委託費の取扱い

- ・ 保管等の外注委託に要する費用は、保管等という「役務提供」の対価であり、「飲食品の譲渡」の対価ではないため、「標準税率」が適用されます。
- ※ 飲食品（軽減税率の対象）の保管等を外部委託するための費用であっても、「標準税率」が適用されます。



飲食品の販売に係る費用であっても、「役務提供」の対価に該当するものは、標準税率が適用されます。

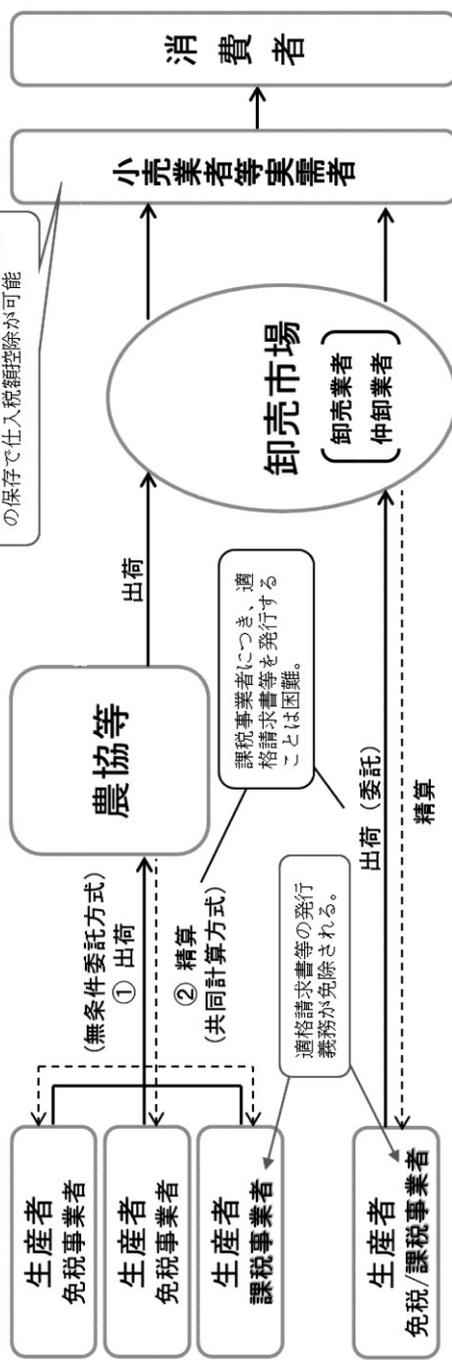
例) 「販売手数料」、「出荷奨励金」、「完納奨励金」

3 卸売市場等を通じて取引される農産物の留意点

○ 卸売市場等を通じて取引される農産物に対する特例

- 現在、卸売市場、農協等を通じた流通形態では、どの生産者の農産物かを特定せずに流通させる仕組みとなっているため、課税事業者から出荷された農産物と免税事業者から出荷された農産物の区分は困難となっています。
- このため、課税事業者である生産者が卸売市場、農協等を通じて販売する農産物に係る適格請求書を発行することは困難です。
- 従って、卸売市場、農協等が販売の委託を受けて行う（農協等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農産物の譲渡等については、生産者の適格請求書の発行義務を免除し、当該卸売市場、農協等から交付を受けた書類（及び帳簿）の保存により、卸売業者や小売業者の仕入税額控除を可能としています。

※農産物の流通形態の例



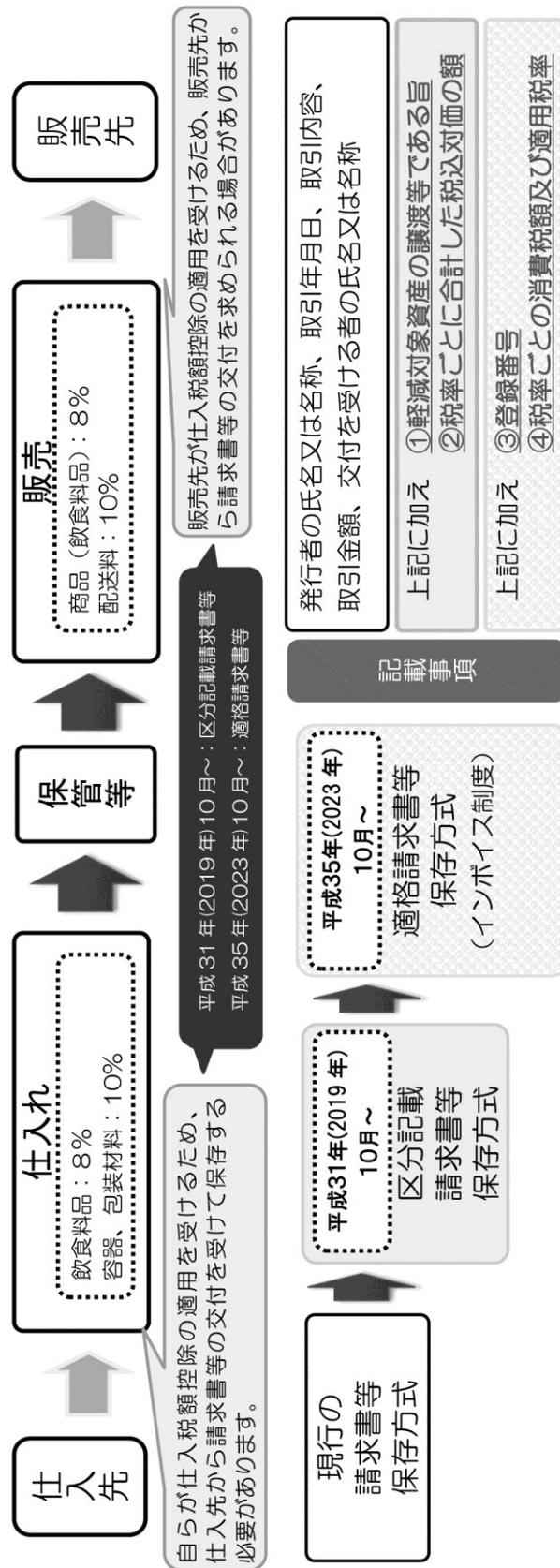
①出荷（無条件委託方式）
生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託。

②精算（共同計算方式）
一定期間に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

4 請求書等の保存に関する留意点

○ 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等の変更点

- 軽減税率制度の実施に伴い、税率が複数となることに対応した請求書等の保存については次のとおり変更されます。
平成31年(2019年)10月1日から平成35年(2023年)9月30日までは、「区分記載請求書等保存方式」
平成35年(2023年)10月1日からは、「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)
- 「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載事項に加え、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する必要があります。
また、「適格請求書等保存方式」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額及び適用税率を記載する必要があります。(※「税率ごとに区分して合計した対価の額」は税抜又は税込)



○ 帳簿及び請求書の記載事項の比較

(現行) 請求書等保存方式

XX年		総勘定元帳(仕入)	
月	日	摘要	借方
11	30	△△商事株 11月分 日用品及び食料品	129,600

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 課税仕入れを行った年月日
- ・ 課税仕入れに係る内容
- ・ 課税仕入れに係る支払対価の額

(平成31年(2019年)10月～) 区分記載請求書等保存方式

XX年		総勘定元帳(仕入)	
月	日	摘要	借方
11	30	△△商事株 11月分日用品	88,000
11	30	△△商事株 11月分※食料品	43,200

※軽減税率対象

現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。

(平成35年(2023年)10月～) 適格請求書等保存方式

XX年		総勘定元帳(仕入)	
月	日	摘要	借方
11	30	△△商事株 11月分日用品	88,000
11	30	△△商事株 11月分※食料品	43,200

※軽減税率対象

区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。

帳簿の記載事項

請求書等の記載事項

請求書
株〇〇御中 XX年11月30日
11月分 125,600円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キャパ'-ハ'-	2,160円
合計		129,600円

△△商事株

- ・ 書類の作成者の氏名又は名称
- ・ 資産の譲渡等の年月日
- ・ 譲渡資産の譲渡等に係る内容
- ・ 譲渡資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ・ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書
株〇〇御中 XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉※	5,400円
11/1	牛肉※	10,800円
11/2	キャパ'-ハ'-	2,200円
合計		131,200円
10% 対象		88,000円
8% 対象		43,200円

※軽減税率対象

- 現行の請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。
- ① 軽減対象資産の譲渡等である旨
 - ② 税率ごとに合計した税込対価の額
- ※①及び②の追加記載事項は受領者の追記可

請求書
株〇〇御中 XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉※	5,000円
11/1	牛肉※	10,000円
11/2	キャパ'-ハ'-	2,000円
合計		120,000円
10%対象		80,000円
8%対象		40,000円
消費税		11,200円
消費税		8,000円
消費税		3,200円

△△商事株
登録番号 XXXXXXXXX

※軽減税率対象

- 区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。
- ③ 登録番号
 - ④ 税率ごとの消費税率及び適用税率
- ※税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。

①軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した税込対価の額

③登録番号

④税率ごとの消費税率及び適用税率

○ 区分記載請求書の記載事項に関する留意点

《「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載》

- ・ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、※印などの記号を用いる方法、税率ごとに商品明細を区分する方法、税率ごとに請求書を分ける方法など、客観的に明らかかといえる程度の表示が必要です。
- ※ すべてが軽減税率の対象である場合には、「全商品が軽減税率対象」と記載するなどにより明らかにします。この場合、「税率ごとに合計した税込対価の額」について標準税率分の対価の額を0円と表示することは必要ありません。

《一定期間のまとめ記載》

- ・ 日々の取引は納品書等に記載し、一定期間まとめて請求書を交付する場合において、納品書等と請求書の相互の関連性が明確であるときは、これらの書類全体で記載事項を満たすことも可能です。

《請求書等への追記》

- ・ 仕入先から交付を受けた「区分記載請求書等」について、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに合計した税込対価の額の記載がない場合は、取引の事実に基づき、①、②の事項に限り、自ら追記することも可能です。
- ※ 免税事業者からの仕入れにつき、仕入税額控除を行う場合であっても、これまでの請求書に①、②の記載事項のある区分記載請求書の保存が必要です。ただし、①、②の記載がない場合には、追記で対応することも可能です。

参 考

～ 適格請求書等保存方式（平成35年（2023年）10月～）を見据えたシステム改修 ～
適格請求書として必要な記載事項が記載されれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなるため、適格請求書の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。

- ※ 適格請求書には、登録番号の記載が必要（登録の申請は、平成33年（2021年）10月1日から受付開始）です。
- ※ 区分記載請求書の記載事項のうち、「税率ごとに合計した税込対価の額」については、適格請求書の記載事項である「税率ごとに合計した税抜対価の額及び消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ&A【制度概要編】

(「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載)

問13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。

【答】「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに10%や8%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます(軽減通達18)。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※(☆)」は軽減対象」などと表示し、明らかにしている場合
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

(参考)「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載例

① 記号・番号等を使用した場合

請求書		XX年11月30日	
11月分 131,200円(税込)			
日付	品名	金額	
11/1	小麦粉 ※①	5,400円	
11/1	キザパ-ン	2,200円	
11/2	牛肉 ※①	10,800円	
⋮	⋮	⋮	
合計		131,200円	
②	10%対象	88,000円	
※は軽減税率対象品目③		43,200円	
△△商事様			

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した税込対価の額を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

② 同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合

請求書		XX年11月30日	
11月分 131,200円(税込)			
日付	品名	金額	
11/1	米	5,400円	
11/1	牛肉	10,800円	
⋮	⋮	⋮	
①② 8%対象小計		43,200円	
11/2	キザパ-ン	2,200円	
⋮	⋮	⋮	
①② 10%対象小計		88,000円	
合計		131,200円	
△△商事様			

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

③ 税率ごとに区分記載請求書等を行って発行する場合

請求書		XX年11月30日	
11月分 43,200円(税込)			
日付	品名	金額	
11/1	米	5,400円	
11/1	牛肉	10,800円	
⋮	⋮	⋮	
合計		43,200円	

① (軽減税率対象)

請求書		XX年11月30日	
11月分 88,000円(税込)			
日付	品名	金額	
11/2	キザパ-ン	2,200円	
⋮	⋮	⋮	
合計		88,000円	
△△商事様			

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

消費税の軽減税率制度に関するQ&A【個別事例編】

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 77 当店は、青果の卸売業を営んでいます。日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのはではなく、「11/1～11/30 野菜※（※は軽減対象資産の譲渡等）」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、○月○日といった個々の日付でなくとも、その一定期間を記載すればよいこととされています（消法 30⑨～一〇）。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、平成 31 年（2019 年）10 月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます（改正法附則 34②）。

また、例えば、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されなければならないかもしれませんが、請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、「11/1～11/30 野菜※」といったように、11 月分の同一の商品をまとめて上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

(参考) 一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例

請求書
 株式会社〇〇〇〇
 XX年11月分
 (XX年11月1日～11月30日)

品名	金額
肉類※ ①	32,400円
野菜※②	10,800円
酒	22,000円
雑費	11,000円
：	：
合計	108,800円
10%対象	44,000円
8%対象	64,800円

※は軽減税率対象品目
 株式会社〇〇〇〇

納品書
 株式会社〇〇〇〇
 納品書
 株式会社〇〇〇〇
 納品書
 株式会社〇〇〇〇

下記の商品を納品いたします。

XX年11月1日

品名	金額
生肉 ①	5,400円
じゃがいも ②	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

株式会社〇〇〇〇

(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

○ 適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）の留意点

《登録制度の概要》

- ・ 課税事業者が適格請求書を発行するには、所轄税務署長に申請し、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。
- ・ 「適格請求書発行事業者」の登録は、適格請求書等保存方式が導入される2年前の2021年10月1日から登録申請の受付が開始されます。
- ※ 適格請求書等保存方式が導入される2023年10月1日に登録を受けるには2023年3月31日までに申請が必要です。
- ・ 交付を受けた請求書の作成者が適格請求書発行事業者か否かは、インターネットを通じて登録番号を基に確認できる仕組みとなります。
- ・ 適格請求書に記載する登録番号の構成は、以下のとおりです。

法人番号を有する課税事業者：T+法人番号、それ以外の課税事業者：T+13桁の数字

《適格請求書の交付義務等》

- ・ 適格請求書発行事業者には、販売先（課税事業者に限ります。）から適格請求書の交付を求められた場合に、交付する義務があります。また、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。
- 適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、タクシ業などのように不特定かつ多数の者と取引を行う事業を行う場合には、適格請求書の交付に代えて、適格請求書よりも記載事項の少ない適格簡易請求書を交付することができます。
- ※ 交付困難な取引（3万円未満の公共交通取引、自動販売機取引等）は、交付義務が免除される特例があります。
- ※ 誤りがあった場合、修正適格請求書の交付義務があります。また、不正交付に対しては罰則があります。

《仕入税額控除のための適格請求書の保存の特例》

- ・ 適格請求書の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。
- ※ 3万円未満の取引について、一律、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする現行の取扱いが廃止されます。

《免税事業者からの仕入れ》

- ・ 免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができません。

※ 経過措置として2026年9月30日までは仕入税額相当額の80%、2029年9月30日までは同50%が仕入税額控除可能です。

《電磁的な記録による交付・保存》

- ・ 適格請求書の電磁的記録（いわゆる電子インボイス）による提供、保存も可能です。

5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置（平成30年10月現在）

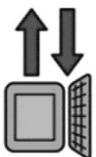
※ 最新の情報についてはP17の各種HPをご覧ください

○ 軽減税率対策補助金

《補助金制度の概要》

- ・ 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

A型 複数税率対応レジの 導入等支援	複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。 ※レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は改修する事業者を支援します。
B型 受発注システムの 改修等支援	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。 ※電子的な受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者を支援します。

	複数税率対応レジ	受発注システムの改修・入替
対象者	複数税率への対応が必要となる事業者	軽減税率制度の導入に伴い受発注システムの改修・入替が必要となる事業者
補助率	原則 2 / 3 〔・3万円未満のレジを1台のみの場合：3 / 4〕 〔・タブレット等の汎用端末（周辺機器とセットに限る）：1 / 2〕	2 / 3 
補助上限	・レジ1台あたり20万円 〔商品マスタの設定が必要な場合には上記にプラス20万円で上限40万円〕 ・複数台申請 1事業者200万円	・発注システムのみ 1,000万円 ・受注システムのみ 150万円 ・受発注システム両方 1,000万円

✓ 補助金の対象は、2019年9月30日までに導入・改修したものととなります。

○ その他の支援措置

《IT導入補助金》

- ・ 中小企業・小規模事業者が、在庫管理システムや顧客管理システム等のソフトウェア・サービス等を導入する場合、上限額50万円、下限額15万円として、補助率2分の1以下で補助金を活用することができます。

《IT活用促進資金》

- ・ 軽減税率対象品目を取り扱う中小食品事業者が、電子計算機、周辺装置、末端装置及び関連設備を取得するために必要な設備資金について、日本政策金融公庫から融資を受けることができる資金があります。

《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》

- ・ 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することができます。

※ パソコンやソフト、中古品も対象となります。ただし、対象となった償却資産は固定資産税の対象になります。

※ 中小企業者でも常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は対象になりません。

《商業・サービス業・農林水産業活性化税制》

- ・ 商業・サービス業者等（中小企業者に限る）が一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できます。

※ 認定経営革新等支援機関等のアドバイザー機関から経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けたものに限りります。

《中小企業投資促進税制》

- ・ 中小企業者が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できます。

《消費税法改正に伴う会計ソフト修正費用の取扱いについて》

- ・ POSのレジシステムや受発注システム・経理システム等について、制度改正に対応するために行うソフトウエアの改修は、一般的にソフトウエアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、費用として処理することができます。

軽減税率制度全般に関する相談窓口

- 消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)
(9:00~17:00 土日祝除く)
専用ダイヤル 0570-030-456
- 消費税価格転嫁等総合相談センター
(9:00~17:00 土日祝除く)
専用ダイヤル 0570-200-123

軽減税率対策補助金事務局 (レジ・システム改修関係)

専用ダイヤル 0570-081-222
(9:00~17:00 土日祝除く)

軽減税率制度に関するさらに詳しい情報

- 国税庁 Q&A ・ 国税庁軽減税率 HP ・ タックスアンサー
(簡易課税制度)



国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度説明会に関する情報

税務署では都道府県・市区町村ごと、食品産業センター・食品流通構造改善促進機構はブロックごとに説明会を開催しています。お近くの説明会にぜひご参加ください。

- 税務署主催
- 食産センター主催
- 食流機構主催

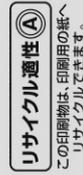


軽減税率 説明会

検索

その他支援策・情報はこちら

- 食料産業局軽減税率特設サイト



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行元

農林水産省 食料産業局食品流通課

☎03-3502-8111 (内線 4152)